

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 貯留権について、その耐用年数を当該貯留権に係る貯留区域の注入予定数量を適正に推計される年間注入数量で除して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数とするとともに、その耐用年数の認定に係る申請書の記載事項を定める。（第一条関係）
- 2 法人が適格組織再編成により移転を受けた資産について中古資産の耐用年数の適用を受ける場合の償却限度額の計算の基礎となる取得価額には、適格合併により移転を受けた収益事業以外の事業に属する資産であった減価償却資産につきその移転前にした償却の額がある場合等の当該償却の額に相当する金額を含まないものとする。（第三条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行う。
- 4 この省令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）